

第五章 ～広域公園の基本的な考え方～

1 広域公園に関する計画見直しの背景

昭和63(1988)年に「北海道緑のマスタープラン」を策定し、平成11(1999)年に広域公園配置地域の一部見直しを行い、地域区分を16地域から17地域に、広域公園(国営滝野すずらん丘陵公園を含む、以下同様)の箇所数を18箇所から19箇所に変更しています。また、目標年次は、北海道緑のマスタープラン策定年を起算年次とし、30年後の平成30(2018)年としていました。

その後、平成13(2001)年に策定された「北海道広域緑地計画」に基づき、広域公園の整備が進められた結果、現在、広域公園は設定した6圏域(道央圏、道南圏、道北圏、釧路・根室圏、オホーツク圏、十勝圏)のすべてに配置され、12箇所の広域公園が供用されています。

しかし、平成13(2001)年策定計画の17地域のうち、7地域は整備未着手の状況にあります。

2 広域公園の現況

(1) 広域公園の整備状況

道立広域公園は、昭和50(1975)年の真駒内公園の供用開始(全面供用)をはじめに順次整備が進められ、平成21(2009)年にはオホーツク流氷公園が供用を開始し、現在11箇所の道立広域公園が供用されています。昭和63(1988)年のみどりのマスタープラン策定以前は、本道の中心である道央圏での整備が進んでいましたが、マスタープラン策定以後の約25年間については、道央圏以外の5圏域での整備が進んでいるのが特徴です。

近年では、平成29(2017)年にオホーツク公園において、新たに屋内遊戯施設等を伴う再整備を実施しています。

表7 広域公園の整備推移

供用開始 年次	圏域	地域	公園名	備考
昭和50年 (1975)	道央	M-1	真駒内公園	昭和50年全面供用開始
昭和53年 (1978)	道央	M-5	北海道子どもの国	平成3年全面供用開始
昭和58年 (1983)	道央	M-2	国営滝野すずらん丘陵公園	平成22年全面供用開始
昭和60年 (1985)	道央	M-3	野幌総合運動公園	平成6年全面供用開始
平成3年 (1991)	オホーツク	O-1	オホーツク公園	平成10年全面供用開始
平成10年 (1998)	道北	N-3	宗谷ふれあい公園	平成12年全面供用開始
平成12年 (2000)	釧路・根室	K-2	ゆめの森公園	平成13年全面供用開始
平成15年 (2003)	道南	S-1	道南四季の杜公園	平成17年全面供用開始
	十勝	T-1	十勝エコロジーパーク	平成18年全面供用開始
平成18年 (2006)	道南	S-2	噴火湾パノラマパーク	平成21年全面供用開始
	道北	N-4	サンピラーパーク	平成20年全面供用開始
平成21年 (2009)	オホーツク	O-2	オホーツク流氷公園	平成26年全面供用開始

表 8 広域公園の整備状況

圏域	地域	公園名	面積 (h a)	整備水準 (m ² /人)	人口 (人)
道央圏	M-1 M-2 M-3	真駒内公園 滝野すずらん丘陵公園 野幌総合運動公園	5 4 4.5	2.2	2,536,117
	M-4	未配置	0.0	0.0	213,005
	M-5	北海道子どもの国	232.5	16.0	137,592
	M-6	未配置	0.0	0.0	185,150
	M-7	未配置	0.0	0.0	210,893
	M-8	未配置	0.0	0.0	67,971
道南圏	S-1	道南四季の杜公園	65.1	1.8	362,454
	S-2	噴火湾パノラマパーク	61.8	8.0	75,489
道北圏	N-1	未配置	0.0	0.0	435,415
	N-2	未配置	0.0	0.0	43,673
	N-3	宗谷ふれあい公園	65.3	9.4	68,200
	N-4	サンピラーパーク	67.7	10.2	65,631
釧路・根室圏	K-1	未配置	0.0	0.0	233,713
	K-2	ゆめの森公園	54.2	7.0	76,043
オホーツク圏	O-1	オホーツク公園	107.4	4.9	216,149
	O-2	オホーツク流氷公園	61.2	8.4	69,376
十勝圏	T-1	十勝エコロジーパーク	140.9	4.0	342,668
合 計			1,400.6	2.6	5,339,539

* 広域公園の面積は、平成 30 年 8 月現在の整備状況。

* 人口は、平成 30 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳に基づく。

(2) 利用状況

道立広域公園の利用者数について、およそ20年間の推移をみると、道立広域公園の新たな整備に伴って利用者数も増加しており、平成7(1995)年度(4公園供用)に約105万人であった利用者数は、平成29(2017)年度(11公園供用)には約350万人となっており、広く道民に親しまれる施設となっています。

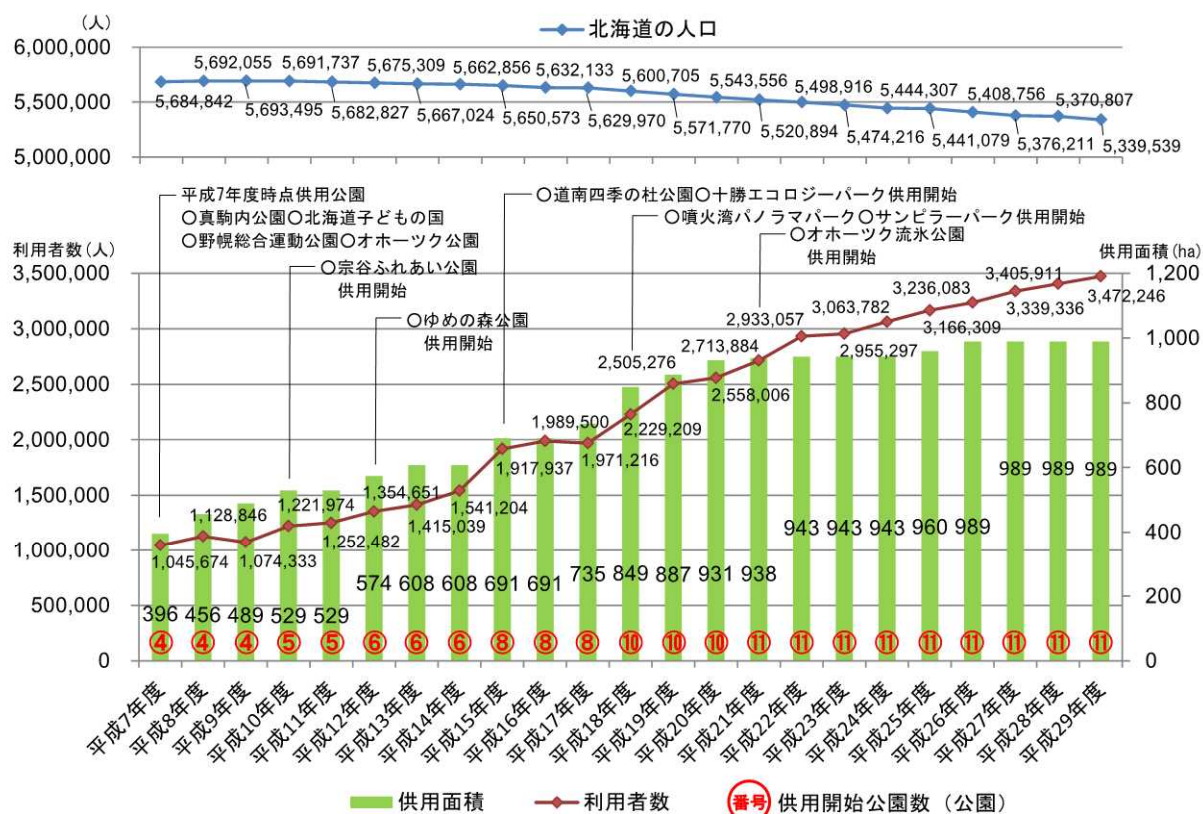


図1-2 道立広域公園利用者数の推移

3 広域公園の課題

(1) 社会情勢の変化（少子高齢化、人口減少、人口の一極集中）

本道では、戦後から1950年代にかけて転入増等の効果により、全国と比較しても高い人口増加率を保っていました。その後、1990年代後半までは人口増加が続いていましたが、平成9（1997）年に約570万人に達して以降は減少に転じ、現在も全国を上回るスピードで人口減少が続いています。

年齢別では、生産年齢人口（15歳～64歳）は1990年代後半から減少、年少人口（15歳未満）は1980年代以降減少しているが、高齢者人口（65歳以上）は戦後のベビーブーム以降の世代が高齢期を迎えていることに加え、平均寿命が延びたことなどから、現在まで一貫して増加を続けています。

平成27（2015）年10月に公表された「北海道人口ビジョン」（北海道）によると、現在からおおよそ20年後の2040年には、北海道の人口は約450～460万人、高齢者人口の割合は34～36%になると推計しています。

また、地域別の転出入については、札幌圏以外のすべての地域で転出が転入を超過しており、札幌圏への人口集中が進んでいます。

広域公園の計画の見直しにあたっては、このような社会情勢の変化を踏まえて、各種目標、基準等を見直すとともに、新たな社会情勢において広域公園が北海道民に果たす役割についても、改めて確認していく必要があります。

前回計画では、広域公園整備目標（目標総面積及び目標水準）、広域公園の配置基準（目標面積及び目標水準）などの数値目標に基づき、未整備地域における広域公園の配置を目指していました。しかし、一人当たりの公園面積が2.6㎡/人とすでにある程度の水準に達しており、今後の人口減少により、さらなる向上が予想されます。

(2) 都市公園の役割の多様化

広域公園はこれまで、道民の広域的なレクリエーション需要に対応するために計画されてきましたが、利用者が広域公園に求めるニーズは多様化しています。より地域の生活と密着した子育て支援施設としての機能や、地域の防災計画と連動する避難場所等の防災機能、全道的な観光入込に変化が見られるインバウンド観光に対するサービス機能など、より多様なニーズに応えていく必要があります。

一方、地域ごとのニーズの違いにも注目する必要があります。子育て支援施設となる屋内遊戯場については、人口が多い地域には多くの民間施設が立地しており、人口の少ない地域の方が、そのニーズが大きいことが考えられます。

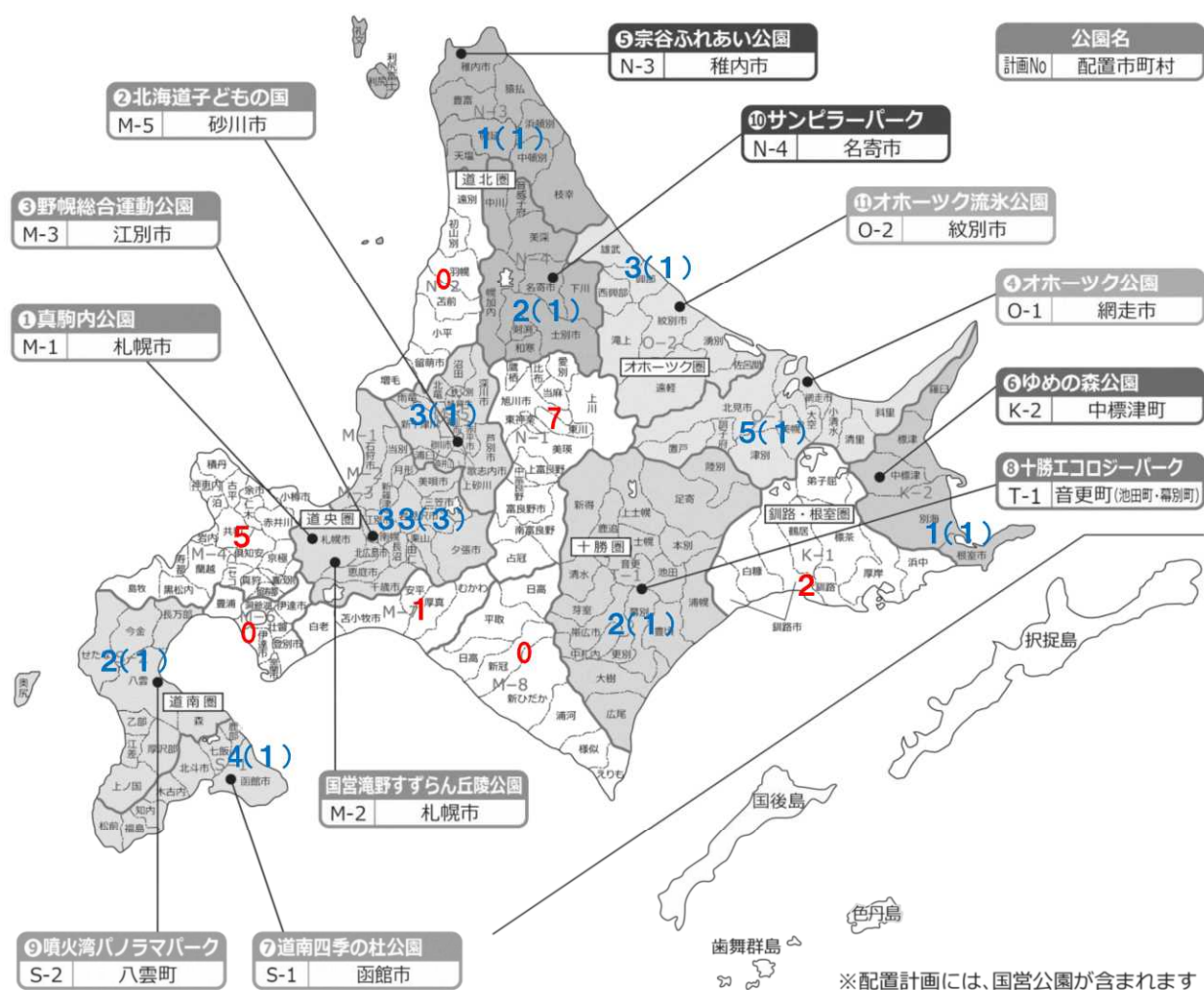


図 1 3 屋内遊戯施設配置状況【赤字は未整備地域、() は広域公園】

(3) 道民への均衡あるサービスの提供

現在、道立広域公園は設定した6圏域のすべてに配置され、11公園が供用されていますが、前計画で計画した7地域においては整備未着手の状況にあり、全道どこに暮らしていても公平に受けられる道民サービスのひとつとしての広域公園の均衡あるサービスの提供は未達成の状況といえます。

一方、現行計画における誘致圏60km、時間圏1時間30分圏を現在の高規格幹線道路網にあてはめてみると、計画策定時(昭和63(1988)年)に約206kmであった高規格幹線道路の延長は、現時点(平成30(2018)年3月31日)で約1825kmにまで延伸しており、供用済みの広域公園の誘致圏は未整備地域にも拡大しています。このことにより広域公園へのアクセスは向上していますが、未整備地域の道民にとっては、有料を含む高規格幹線道路を利用した場合に、90分前後の時間をかけて、隣接する地域の広域公園にようやくアクセスできるようになったにすぎません。

配置計画については、7地域においては整備未着手の状況であること、子育て支援などの役割の多様化や、均衡あるサービスの提供などの広域的な観点などから検討する必要があります。

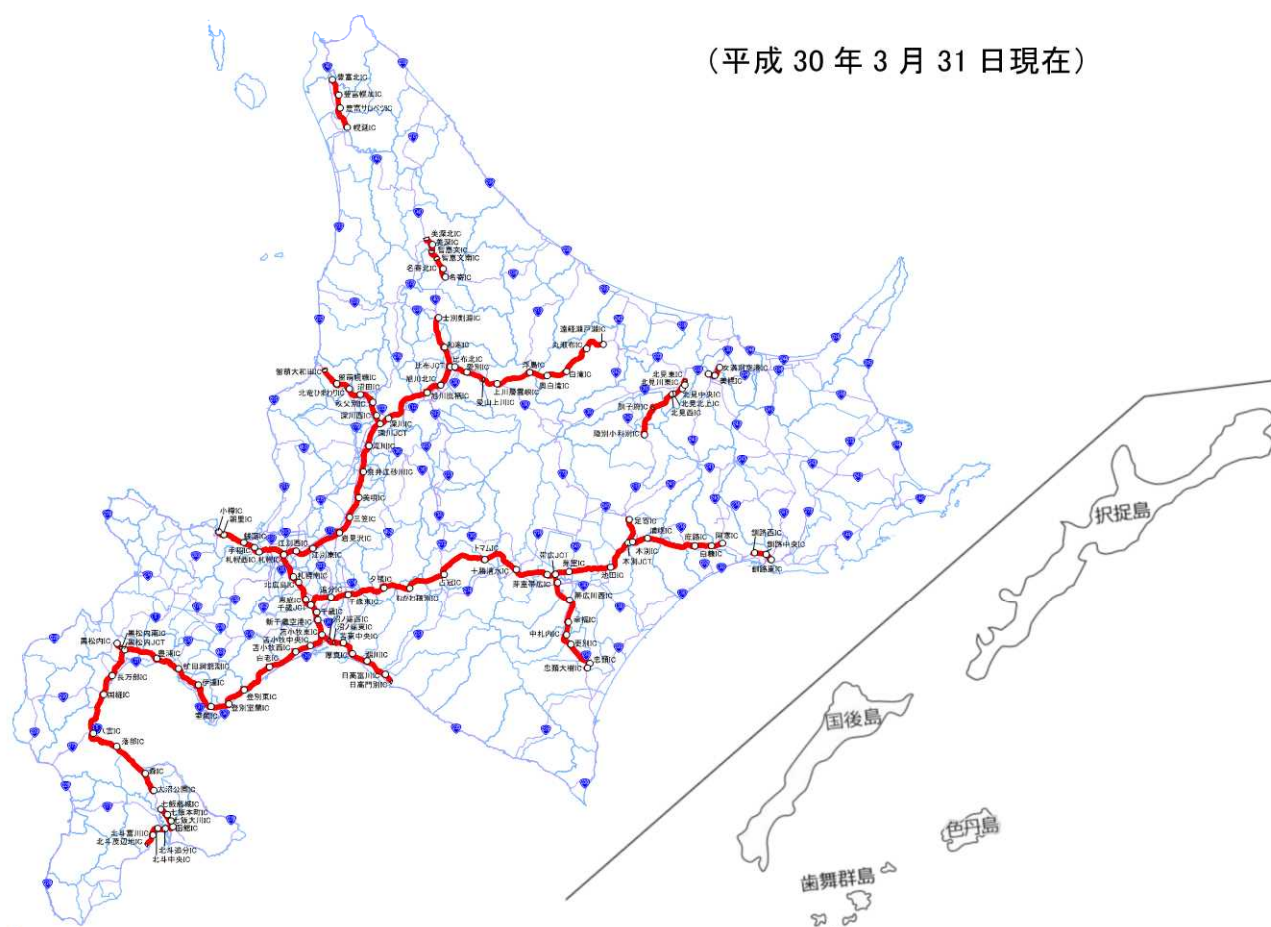


図14 高規格幹線道路整備状況

4 広域公園計画の基本方針

広域公園計画の基本方針は次のとおりとします。

【 役 割 】

広域圏における利用者のレクリエーション需要をはじめ、社会情勢の変化により新たなニーズとして期待される子育て支援機能、防災機能などの地域ごとのニーズに応えることにより、道民の四季折々の豊かな地域生活を支えます。

【 配 置 】

平成13(2001)年策定の配置計画を継続します。

【 整 備 】

目標面積や目標水準などの数値目標は定めず、様々な工夫をしながら、面積規模にとらわれない柔軟な整備を進めます。

【 管理運営 】

管理運営方針に基づいて、公園のサービスの継続、充実を図ります。

表9 広域公園の計画内容の比較

区分	北海道緑の マスタープラン	北海道広域緑地 計画	北海道みどりの 基本方針
策定年	昭和 63 年 (1988 年)	平成 13 年 (2001 年)	平成 31 年 (2019 年)
計画対象区域	道内の全市町村	道内の全市町村	道内の全市町村
整備目標年次	平成 20 年 ^{*1}	平成 30 年 ^{*2}	— ^{*3}
広域公園の整備目標			
目標総面積	約 2,000ha	約 2,000ha	—
目標水準	3.0 m ² /人	3.0 m ² /人	—
配置基準			
目標面積	標準 100ha	標準 100ha	—
目標水準	標準 3 m ² /人	標準 3 m ² /人	—
配置基準			
誘致圏	標準 60km ^{*4}	標準 60km ^{*4}	標準 60km ^{*4}
配置計画			
圏域区分	6 圏域	6 圏域	6 圏域
地域区分	16 地域	17 地域	17 地域
広域公園 箇所数 ^{*5}	18 箇所	19 箇所	19 箇所

*1：当初計画を策定した昭和63(1988)年を起算年次として、概ね20年

*2：当初計画を策定した昭和63(1988)年を起算年次として、概ね30年

*3：長期的な方針として定めるものとし、目標年次を定めない。概ね10年後に見直し要
否等を検討。

*4：移動時間1時間30分圏を想定。

*5：広域公園箇所数には国営滝野すずらん丘陵公園を含む。

(1) 配置計画

① 地域区分と公園個所数

6 圏域、17 地域に19 箇所配置することを基本とします。

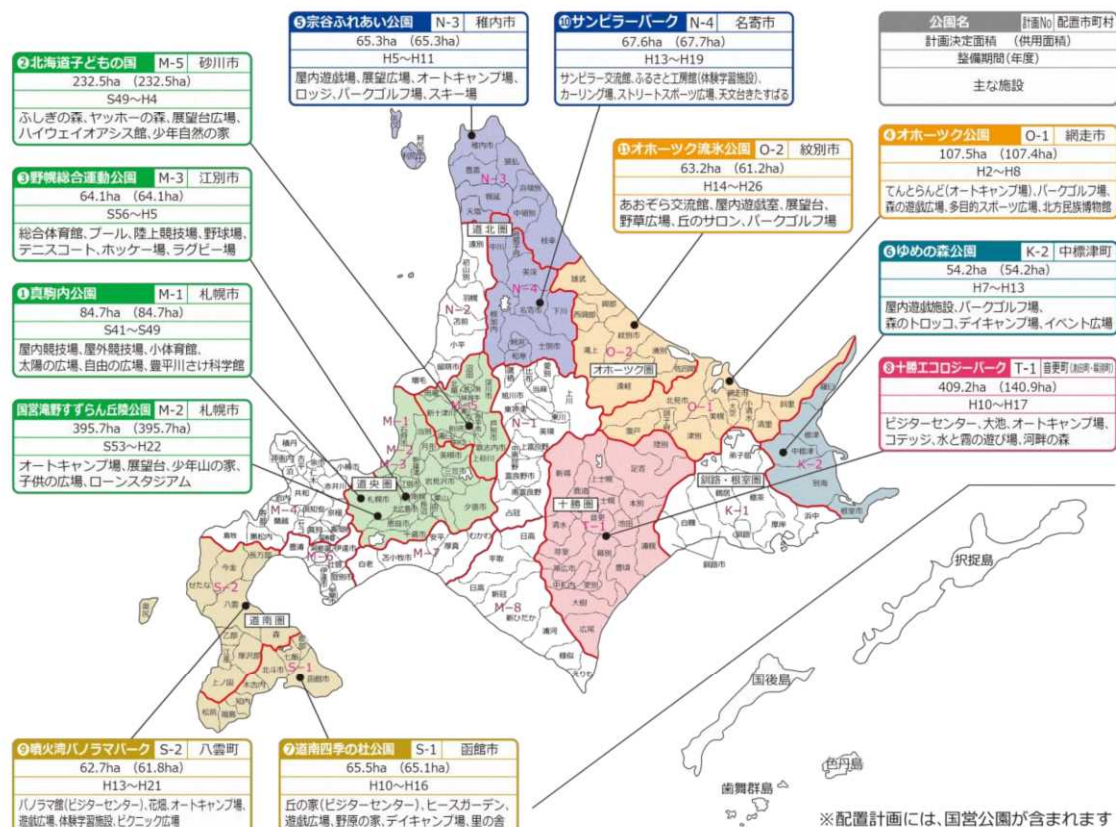


図 1 6 広域公園配置計画図(継続)

② 地域内の配置方針

地域内の配置については、各地域の特性を十分に具備し表現できる箇所を選定することが重要であり、以下の項目に配慮しながら順次決定されるべきものとします。

- 1) アクセス条件に恵まれ、地域内外の各市町村から容易に利用できること。
- 2) レクリエーション利用資源として、地域特性を十分反映した魅力ある自然及び社会的資質に恵まれていること。
- 3) 現況土地利用や土地所有状況などを勘案し、用地の確保が容易になされること。
- 4) 緑地のもつ複合的機能(環境保全、レクリエーション、防災、景観)を総合的に発揮しうる可能性を有していること。

- 5) 既存の都市基幹公園や観光・レクリエーション資源等のストックや、多様な主体によるこれらの新規計画と機能を補完しながら、総合的に地域ごとのニーズに適合した機能を発揮できる立地であること（新規）。

※ 1) ～4) は前回計画から継続。

(2) 整備方針

これまでの道立広域公園は、各地域の気象等の自然条件や、歴史・文化等の社会条件等を十分に考慮して、公園についての基本構想、基本計画などの、段階的な調査設計のプロセスを進める中で、関係機関、地域住民との協議調整を重ね、理解と協力を得ながら地域に根ざした整備を進めてきました。

今後もこのような取組は重要であり継続していく必要がありますが、社会情勢の変化などのさまざまな課題を踏まえて、以下の項目を検討しながら、新規公園の整備及び既存の公園の再整備を進めることとします。

- ① 新規公園の整備では、地域の都市公園や公共施設、民間施設の現況を踏まえ、それらとの機能の分担や連携を考慮し、公園としての整備内容や整備面積については柔軟に対応します。
- ② 施設の再整備・更新時には、公園の施設ごとの利用者数の推移や社会情勢、新たなニーズなど多角的な観点から検討を行い、既存施設を新しく作りかえるか、あるいは他の施設に置き換えていく等を検討します。
- ③ 施設の整備にあたっては、管理運営を含めた地元市町村との役割分担について、引きつづき検討します。
- ④ 新規公園の整備、既存公園の再整備にあっては、施設の特性や地域の状況等に応じて、民間の資金、経営能力や技術能力の活用等による、効率的かつ効果的な整備手法（PPP／PFIによる民間活用、公募設置管理制度（Park-PFI）による収益施設の活用等）を検討します。

(3) 管理運営方針

これまでの道立広域公園では、官民連携による管理運営、多様な主体の管理運営への参画、施設の長寿命化対策などの取組を行ってきました。今後は、これまでの取組をより充実、発展させるため、以下の方針に基づいて管理運営を行うこととします。

① 指定管理制度の活用による管理運営

民間事業者等が公園のマネジメントの主体として参画し、自立的な活動が可能となる指定管理制度を引きつづき活用し、良質な緑地を保全し、道民の憩いの場にふさわしいゆとりとうるおいのある環境を提供します。

② 管理運営の充実への取組

利用者アンケートや利用者協議会等により利用者ニーズや動向を把握し、これらを管理運営の目標設定に反映させるなど、管理運営のPDCAサイクルの構築等により管理運営の充実を図ります。

③ 北海道インフラ長寿命化計画に基づく取組

公園利用者の安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、予防保全的管理による長寿命化対策に引きつづき取り組みます。計画的な改築等をより効果的、効率的に進めるために、定期的に施設の現状把握を行い、長寿命化計画を適宜見直します。

④ 多様な主体による持続可能な管理手法の検討

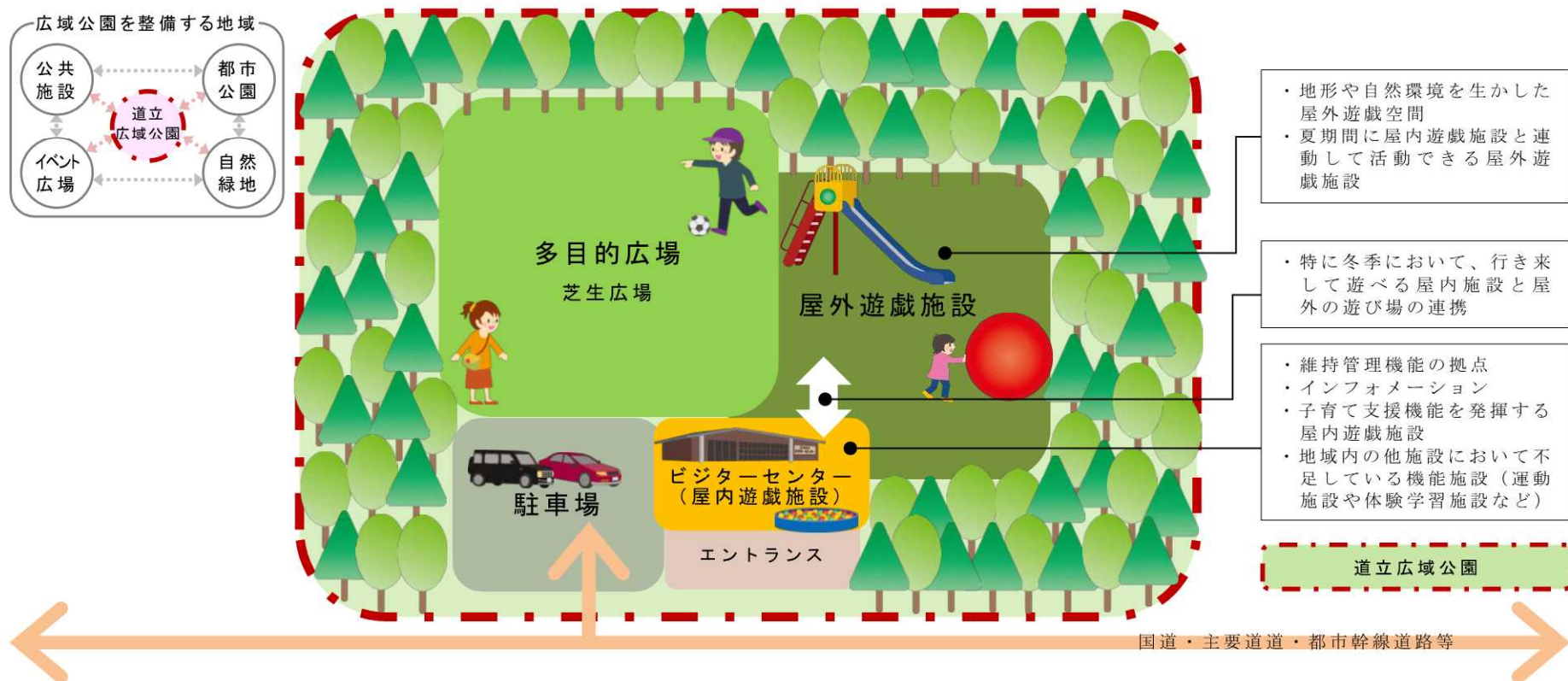
施設の特性や地域の状況等によっては、民間活用などの多様な主体による管理手法の導入や、ネーミングライツなどの民間資本の活用などによる持続可能な管理運営体制を検討し、個性的かつ魅力ある公園づくりを進めていきます。民間活用においては、PPP／PFI制度や公募設置管理制度（Park-PFI）による収益施設の活用などの導入の可能性について検討を進めます。

(4) 道立広域公園のモデルプラン

道立広域公園は、対象とする地域の都市公園や公共、民間施設等の整備、計画状況をはじめ、地域ごとの広域的なニーズや自然的・社会的環境、地域特性を考慮し、エリアごとに独自に検討していく必要があります。

新たな広域公園計画の基本方針では、整備面積について柔軟に考えており、さまざまな構想が考えられます。次頁以降に示す2つのモデルプランは、地域のニーズを考慮しつつ、必要とされるサービスを、既存の都市公園や観光・レクリエーション資源等のストック又はその計画と分担することで、公園自体の面積や、事業費の規模は小さくしたもので、新たな基本方針における、より実現性の高い整備手法の一例です。

また、今後も道立広域公園の代表的な施設になるとと思われる屋内遊戯施設について、冬期における施設と利用のあり方のイメージを例示します。



- ・地域内において、不足している機能や地域のニーズに的確に応える機能限定型ともいえるモデルプラン。
- ・地域において、屋内外の公園施設が整備済みである場合、過剰に公園面積を確保し、多様な施設を整備する必要がないことから、面積規模を柔軟に対応し、総合公園の標準面積（10ha～50ha）を参考に、広域公園として必要な機能を対象にコンパクトな整備を想定したものです。
- ・地域内の他施設において不足している機能施設（運動施設や体験学習施設など）については、適宜配置することも想定されます。

図17 単独事業型モデルプラン

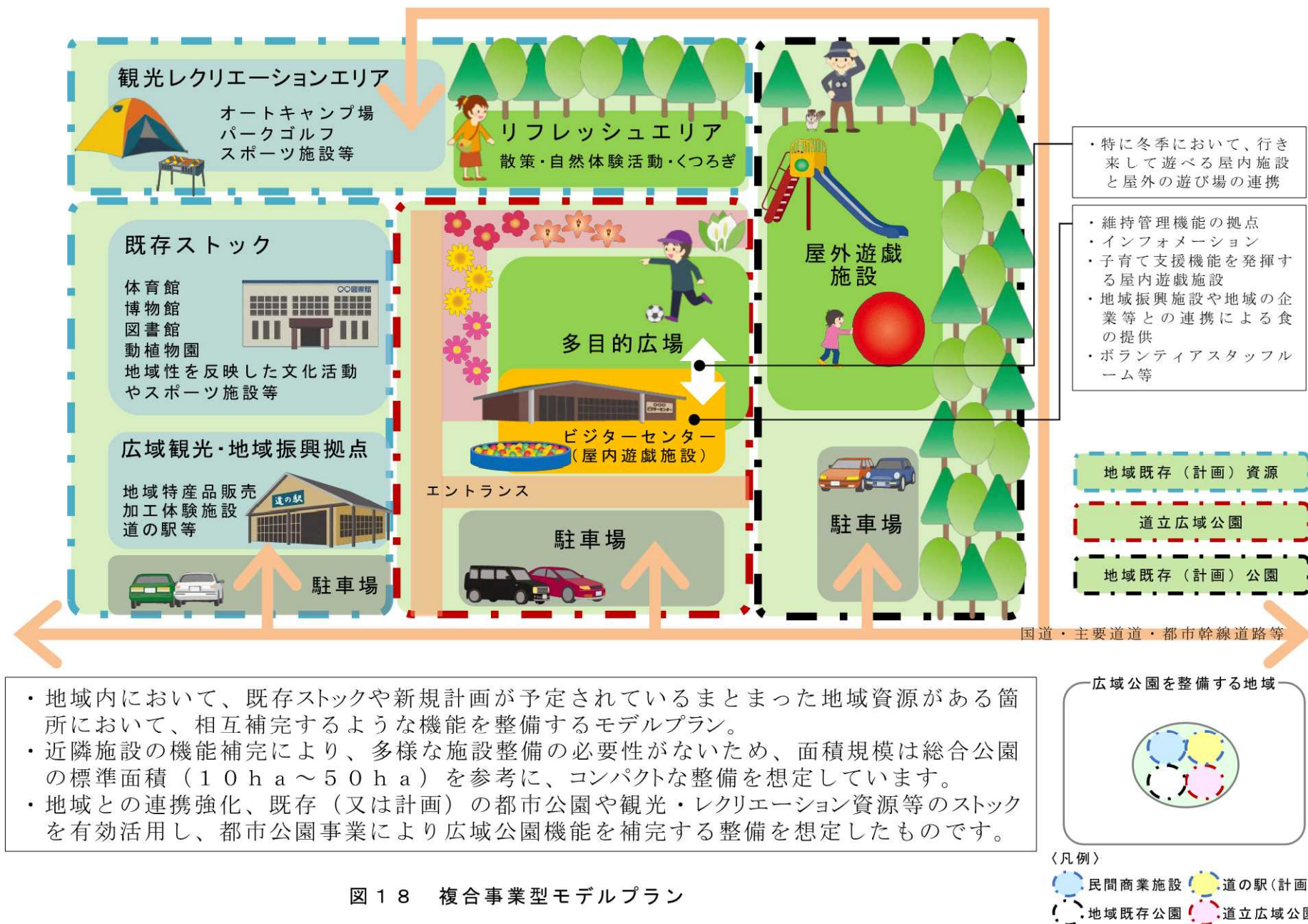


図18 複合事業型モデルプラン



図 1 9 屋内遊戯施設のイメージ